

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：32649
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2013～2017
課題番号：25780281
研究課題名(和文)企業集団会計における公正価値に関する研究

研究課題名(英文)Fair Value Group Accounting

研究代表者

神納 樹史(Jinnou, Mikihiro)

東京経済大学・経営学部・准教授

研究者番号：70364685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：企業集団情報に関する研究の多くは、従来、親会社概念及び経済的単一体といった連結基礎概念との関連で、各勘定の認識・測定が行われてきた。本研究では、国際会計基準、日本、米国、英国等の制度、そして研究の蓄積のある米国の学説を中心に、連結財務諸表に関する学説及び制度の変遷をたどり、企業集団会計の特徴であるのれん及び非支配持分を中心に検討した。連結手続の前提として、大きく本支店会計か、企業結合の二つに分かれ、本支店会計と全部のれんが、企業結合と部分のれんが対応する傾向がみられた。また、資本から負債を先に確定するアプローチに変化するにつれ、非支配持分の表示も負債から資本へと変わっていったが明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Many studies on consolidated accounting statements have recognized and measured each accounting item such as assets, liabilities, and net assets regarding basic consolidation concepts such as parent company concepts and economically unified units. This study reviewed transitions of theories and systems in regard to consolidated accounting statements, mainly examining goodwill and non-controlling interests that represent qualities of recognition and measures in the context of consolidated accounting. Results, largely categorized into headquarters-branch accounting and business combination accounting, revealed that accounting based on the former prefers comprehensive goodwill while that based on the latter prefers partial goodwill. In addition, this study found a transition of approaches from fixing capitals first to fixing liabilities first, and, in line with the transition, the fact that representations of non-controlling interests have moved from liabilities to net assets.

研究分野：連結会計

キーワード：非支配持分 のれん 連結会計

1. 研究開始当初の背景

企業結合等・連結時における支配獲得・喪失時に資産・負債の公正価値への再評価が求められるが、公正価値には見積もりや経営者の裁量が内在するため企業集団会計に関する公正価値へのプレゼンスが注記事項等を通じて諸外国では高まっている。重要性を増す公正価値測定の原則的考え方の1つが2006年の米国基準のFAS157「公正価値測定」(現ASC820)及び2011年のIASBのIFRS13「公正価値測定」である。一方日本では制度化を行っている最中ということもあり、何が公正価値で測定されるか、何が最適な公正価値かが会計のみならず裁判等で争点となっている(斎藤他[2011])。

2. 研究の目的

本研究は企業集団における公正価値について、(1)会計制度の動向、(2)会計制度の理論的考察、(3)企業の実例の3点から考察する。国際財務報告基準(以下、IASB)の概念フレームワークでの報告実体である企業集団形成時には資産・負債の公正価値への再評価が求められるが、多くの資産・負債に公正価値がなく、その場合の公正価値は見積もり等により測定されるため企業集団に関連する事象には様々な問題が生じている。既に公正価値を本格的に導入している欧米では金融危機対策の金融機関に関する自己資本規制であるバーゼル の対応や利害関係者への情報開示のため公正価値に関する膨大な注記が目立っており、日本にも同様の影響が予想されている。

3. 研究の方法

本研究では、企業集団における公正価値で測定されるもの及び採用された公正価値に関する根拠・採用傾向を制度・理論、実務面から検討して明らかにしている。

2004年以降IASBと米国基準の共同フレームワークプロジェクトで検討された報告実体は、従来の個別会社から企業集団を一つの会計単位とするのが適切とされた(IASB[2008])。一方、日本での連結会計制度上「個別財務諸表準拠性の原則」が掲げられ公正価値に関する議論も個別財務諸表をこれまで中心としてきたが、諸外国と歩調を合わせ企業集団を中心とすることになるであろう。そこで、企業集団会計における公正価値を取り上げている。

4. 研究成果

企業集団情報に関する研究の多くは、従来、親会社概念及び経済的単一体といった連結基礎概念との関連で、各勘定の認識・測定が行われてきた。本研究では、国際会計基準、日本、米国、英国等の制度、そして研究の蓄積のある米国の学説を中心に、連結財務諸表に関する学説及び制度の変遷をたどり、企業集団会計の特徴であるのれん及び非支配持

分を中心に検討した。

まず、連結のれんの算出過程については、従来は子会社の捉え方とは関係なく算出してきたが、本論文では、企業結合会計と本店会計、さらに連結の範囲と関連付けて、子会社をどのように捉えるかで連結のれん額が変わってくることを、歴史的な変遷を踏まえて明らかにしたものである。本店会計と全部のれんが、企業結合と部分のれんが対応する傾向がみられた。この研究成果は、2016年12月に開催された日本会計研究学会関東部会で報告(招待)し、その内容を加筆修正したものを、『会計』2017年4月号に掲載した。

また、連結財務諸表作成の考え方によって様々な表示場所に区分される少数株主持分(現行制度の非支配株主持分)を中心に、米国における学説及び制度における取扱いの変遷をたどりながら、負債と資本の区分を中心に検討した。その結果、資本から負債を先に確定するアプローチに変化するにつれ、非支配持分の表示も負債から資本へと変わっていったことを明らかにした。企業集団の活動を把握するうえでは区分は問題とならないが、金銭関係等の権利の問題が生じた場合には問題となると論じた。この研究成果は、2013年10月に開催された財務会計研究学会全国大会統一論題で報告(招待)し、その内容を加筆修正したものを、『会計理論学会年報』第28号(2014年8月)に掲載した。

既述の連結のれんの算出過程及び少数株主持分の取り扱いについては、学説と制度の変遷を検討することで、明らかにしていった。

制度に関しては、現在、特に連結会計においては、国際会計基準が中心となっている。そこで、のれんの処理を中心に、非支配株主持分を関連させながら、国際会計基準の変遷を明らかにしたものが、2018年3月に開催されたグローバル会計学会での報告である。ここでは、IAS3からIAS27[1994]に改訂された際、連結の範囲は持株基準から支配力基準により決定するようになり、それに伴って、支配獲得時の公正価値で子会社を評価替えするようになった。その際、支配力基準との関係から、少数株主持分を簿価のままとする標準処理の不整合性などの理由から、2008年改訂以降は認められなくなり、IFRS10では親会社持分だけ認識する、いわゆる部分のれん方式だけではなく、非支配持分相当額も認識する全部のれんの処理も導入されるようになった。このように、連結会計について、国際会計基準の変遷を概観すると、連結の範囲とのれんの処理とは関連性があつたことが伺われる。ところが、IAS27[2008]とIFRS10を比べると、連結の範囲について支配力基準で決定する点では変わらないものの、IFRS10では支配力を三つの要素から判断することとなった。例えば潜在的議決権が重要な要素となるという変更があつたものの、のれんの認識については大きな変更はなかつた。そこ

で、本稿は、Hove[2006]、Newlove[1926]を踏まえ、株式の種類を考慮して、のれんの認識は普通株式相当額とし、優先株式に対応する部分は行わない処理とすべきではないかという見解を示した。

また、国際会計基準に影響を与えている主要国の一つとして、英国が挙げられる。そこで、英国が欧州における会計基準を統合する前の状況も把握した。その結果、連結会計制度については、国際会計基準は金融商品取引法が中心となっている規定しているのに対して、従来の英国は会社法が中心となっていた。こうしたことが、のれん認識時には、国際会計基準は持分を基にしていたのに対して、英国は親会社の投資額を基にしていたという違いがあり、その違いはそれぞれの設定主体が保護する対象が異なっていることに起因していることも明らかにした。

また、ほぼ同時期の欧州での状況も把握した。これが「国際的調和化の過程におけるのれん認識後の処理」である。すなわち、のれん認識後の処理について欧州統一化の過程での議論を踏まえ、のれんの非償却・減損テストの適用は、のれんを資産計上し続けるという考えというよりはむしろ、常に「真実かつ公正な概観」を提供しようとするものであることを明らかにした。

さらに、イギリスの影響を受けつつ、国際会計基準を取り入れつつある国の状況も把握するために、シンガポールも取り上げた。その結果、非支配持分の処理を中心に、相違点を明らかにしつつ、その相違点はシンガポール会計が子会社への投資という連結上所与となっている事象を反映しようとしているものであることを明らかにした。

また、連結会計の変遷については、大きく英国と米国に分かれるのではないかと考え、計算構造的に、すなわち英国がT勘定を、米国は連結精算表をそれぞれ用いて処理していることにも注目して検討した。これが資本連結手続へのT勘定の適用と持分計算である。また、両国の変遷を検討した Walker を基に検討も行なった。その結果、英米の連結会計の歴史の変遷を論じた Walker[2006]を基に、企業集団を元々別々の会社だったものが一つになったものとして捉えるのか、それとも元々一つの会社だったものを、法規制により別々の組織体にせざるをえなかったのかといった企業集団の捉え方が、資産評価の違いに影響を与えていることを明らかにした。

本研究では、判例も検討する予定であったが、制度変更の過程であったため、制度変更の趣旨を把握することを中心とすることとなった。また、欧米での実例については、現地での調査・情報収集するまでには至らなかった。この点については、今後の課題とする。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

神納樹史「連結会計上の負債と資本の区分に関する検討 米国における少数株主持分の取扱いを中心として」『会計理論学会年報』、査読有、No.28、2014、3-14。

神納樹史「企業結合会計と連結会計の史的検討」『會計』Vol.191、No.4、査読無、2017、26-39。

神納樹史「1985年英国会社法及び国際会計基準における連結のれん認識時の処理 - Taylor 所説及び Dodge 所説を抛り所として - 」『新潟大学経済論集』No.102、査読無、2017、1-10。

神納樹史「国際的調和化の過程におけるのれん認識後の処理 Schwencke 所説及び Barker & Óhórgartaigh 所説を抛り所として」『會計』Vol.186 No.4、2014、査読無、90-101。

神納樹史「シンガポール連結会計における非支配持分の処理 - NG 所説を抛り所として」『東京経大会誌(経営学)』No.296、査読無、2017、69-91。

神納樹史「資本連結手続へのT勘定の適用と持分計算 - Stein 所説を抛り所として

- 』『産業経理』査読無、Vol.72 No.2、98-110。

神納樹史「企業集団の捉え方と資産評価 - Walker 学説を抛り所として」『會計』査読無、Vol.184、No.4、2013、70-83。

〔学会発表〕(計3件)

神納樹史、口頭発表「連結会計に関する国際会計基準の変遷 のれんの処理を中心として - 」第1回グローバル会計学会、2018年3月。

神納樹史、口頭発表「企業結合会計と連結会計の史的検討」日本会計研究学会第64回関東部会(招待)、2016年12月。

神納樹史、口頭発表「連結会計上の負債と資本の区分に関する検討 米国における少数株主持分の取扱いを中心として」会計理論学会第28回全国大会統一論題(招待)、2013年10月。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

神納樹史 (JINNOU, Mikihiro)
東京経済大学・経営学部・教授
研究者番号：70364685

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：

(4) 研究協力者

なし ()